

# 〔地域公共交通計画の改訂について（案）〕

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1. 地域公共交通計画の改訂について（案） | 1   |
| ○改定ポイント               | 1   |
| ○新旧対照表及び新規追加施策        | 2～8 |

## 2. 地域公共交通計画の改訂について

✓「1.」で示した路線バス・乗合タクシーの見直しにあわせて、「嬉野市地域公共交通計画(令和3年3月)」の改訂を実施

### 改訂のポイント①

- 計画策定時には想定していなかった路線バス嬉野線の一部区間廃止に関する記載を追記、また、一部区間廃止に対応するための新たな移動サービス(乗合タクシー関係所跡線)の導入についての施策を追記

### 改訂のポイント②

- 計画策定時には「区域運行」への移行を想定していた、路線バス牛の岳線・路線バス下吉田線について、交通事業者との協議の結果、「路線不定期運行」に移行することとなったため、関連部分の記載を修正

### 改訂のポイント③

- 乗合タクシー「牛の岳線」「大野原線」については、「路線定期運行」の便(系統)と、「路線不定期運行」の便(系統)が混在することについて明確に記載
- 下吉田線については、路線バス下吉田線(路線定期運行)と、乗合タクシー下吉田線(路線不定期運行)の組み合わせとなることについて明確に記載

# 嬉野市 2022 2026 令和4年度 令和8年度 地域公共交通計画



令和4(2022)年3月

〔令和7(2025)年8月一部改訂〕

嬉野市地域公共交通活性化協議会

## 【施策の概要】

## ①乗合タクシー春日線と福祉バス（ヨッシー号）の統合

- 福祉バス（ヨッシー号）と運行区間が重複する乗合タクシー春日線については、福祉バス（ヨッシー号）にサービスを統合することで重複を解消するとともに、受益者負担の原則等の観点から有償化を検討します。
- 路線バスと重複する吉田地区中心部～嬉野地区中心部の区間については、路線バス吉田線に需要を集約します。

## ②路線バス三間坂線の分割/嬉野線への需要集約

- 路線バス三間坂線については、日の出城バス停で路線を分割し、日の出城バス停～嬉野地区中心部については路線が重複する路線バス嬉野線に需要を集約します。
- ただし、武雄市内から嬉野高校への通学利用が見られる朝の第1便については直通運行を維持します。

## ③路線バス牛の岳線および下吉田線の運行形態の見直し

- 路線バス牛の岳線および路線バス下吉田線については、通学に利用されている朝の第1便を除き、需要に応じて運行する形態に変更します。

## ④乗合タクシー上久間線および大野原線の運行形態の見直し

- 利用が顕著に低迷する乗合タクシー上久間線については、周辺の公共交通空白地域への対応も念頭に、塩田地区全体を対象として需要に応じて運行する交通サービスに変更します。
- 大野原線については現行のルートを維持しながら需要に応じて運行する形態に変更します。

## ⑤高速バスからの二次交通の確保

- 高速バス嬉野ICバス停～嬉野地区中心部の間を運行する乗合型交通サービスを需要に応じて運行することで、高速バスからの二次交通を確保します。
- 高速バス予約時に、あわせて嬉野ICから嬉野地区中心部への乗合型交通サービスを予約できる仕組みの導入を検討します（MaaS）。

## ⑥嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保

- 西九州新幹線嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの運行ダイヤの平準化（等間隔運行・ラウンドダイヤ等）、共同運行を推進します。

## ⑦新たな移動サービスの提供

- 嬉野地区中心部の主要施設や公共交通空白地域をカバーする新たな移動サービスの提供を推進します。

## ⑧均一運賃区間の設定

- 西九州新幹線嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を含む区間における均一運賃区間の設定を推進します。

## ⑨交通拠点の整備

- 嬉野温泉駅や、嬉野地区中心部・塩田地区中心部の交通拠点における待合環境・乗り継ぎ経路の整備、案内誘導・情報提供の充実を図ります。

## ⑩乗り継ぎ環境の整備

- 吉田地区（羽口坂バス停）・日の出城バス停における乗り継ぎ環境の整備を推進します。

## ⑪高校通学に対する支援

- 高校生の通学に対する経済的な負担を軽減するための支援策等を検討します。

## ⑫地域コミュニティとの連携

- 公共交通の運行ルートや運行ダイヤにあわせた行事の開催など、地域コミュニティとの連携を図ります。

## ⑬観光周遊促進策の展開

- 周辺市町と連携した観光キャンペーンの展開や、移動手段と目的施設等のサービスを組み合わせた周遊型企画乗車券の開発などを推進します。

## ⑭多様な主体の連携により移動サービスの提供や利用促進を図る仕組みの導入

- 負担金・協賛金などの形で多様な主体が公共交通の運行を支える仕組みの構築を推進します。

## ⑮地域が主体となった運行の促進

- 地域での“支え合い（共助）”による移動サービス確保の取り組みを推進します。

## ⑯情報提供・利用促進策等の展開

- 公共交通に関する情報提供の充実や、利用意識の啓発に向けた取り組みを推進します。

## 【施策の概要】

## ①乗合タクシー春日線と福祉バス（ヨッシー号）の統合

- 福祉バス（ヨッシー号）と運行区間が重複する乗合タクシー春日線については、福祉バス（ヨッシー号）にサービスを統合することで重複を解消するとともに、受益者負担の原則等の観点から有償化を検討します。
- 路線バスと重複する吉田地区中心部～嬉野地区中心部の区間については、路線バス吉田線に需要を集約します。

## ②路線バス三間坂線の分割/嬉野線への需要集約

- 路線バス三間坂線については、日の出城バス停で路線を分割し、日の出城バス停～嬉野地区中心部については路線が重複する路線バス嬉野線に需要を集約します。
- ただし、武雄市内から嬉野高校への通学利用が見られる朝の第1便については直通運行を維持します。

## ③路線バス牛の岳線および下吉田線の運行形態の見直し

- 路線バス牛の岳線および路線バス下吉田線については、通学に利用されている朝の第1便を除き、需要に応じて運行する形態に変更します。

## ④乗合タクシー上久間線および大野原線の運行形態の見直し

- 利用が顕著に低迷する乗合タクシー上久間線については、周辺の公共交通空白地域への対応も念頭に、塩田地区全体を対象として需要に応じて運行する交通サービスに変更します。
- 大野原線については周辺の公共交通空白地域への対応も念頭に、需要に応じて運行する形態に変更します。

## ⑤路線バス嬉野線の一部区間廃止にともなう新たな移動サービスの導入

- 路線バス嬉野線の一部区間（嬉野温泉バスセンター～彼杵）廃止にあわせて、需要に応じて運行する新たな移動サービスを導入します。

## ⑥高速バスからの二次交通の確保

- 高速バス嬉野ICバス停～嬉野地区中心部の間を運行する乗合型交通サービスを需要に応じて運行することで、高速バスからの二次交通を確保します。
- 高速バス予約時に、あわせて嬉野ICから嬉野地区中心部への乗合型交通サービスを予約できる仕組みの導入を検討します（MaaS）。

## ⑦嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保

- 西九州新幹線嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの運行ダイヤの平準化（等間隔運行・ラウンドダイヤ等）、共同運行を推進します。

## ⑧新たな移動サービスの提供

- 嬉野地区中心部の主要施設や公共交通空白地域をカバーする新たな移動サービスの提供を推進します。

## ⑨均一運賃区間の設定

- 西九州新幹線嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を含む区間における均一運賃区間の設定を推進します。

## ⑩交通拠点の整備

- 嬉野温泉駅や、嬉野地区中心部・塩田地区中心部の交通拠点における待合環境・乗り継ぎ経路の整備、案内誘導・情報提供の充実を図ります。

## ⑪乗り継ぎ環境の整備

- 吉田地区（羽口坂バス停）・日の出城バス停における乗り継ぎ環境の整備を推進します。

## ⑫高校通学に対する支援

- 高校生の通学に対する経済的な負担を軽減するための支援策等を検討します。

## ⑬地域コミュニティとの連携

- 公共交通の運行ルートや運行ダイヤにあわせた行事の開催など、地域コミュニティとの連携を図ります。

## ⑭観光周遊促進策の展開

- 周辺市町と連携した観光キャンペーンの展開や、移動手段と目的施設等のサービスを組み合わせた周遊型企画乗車券の開発などを推進します。

## ⑮多様な主体の連携により移動サービスの提供や利用促進を図る仕組みの導入

- 負担金・協賛金などの形で多様な主体が公共交通の運行を支える仕組みの構築を推進します。

## ⑯地域が主体となった運行の促進

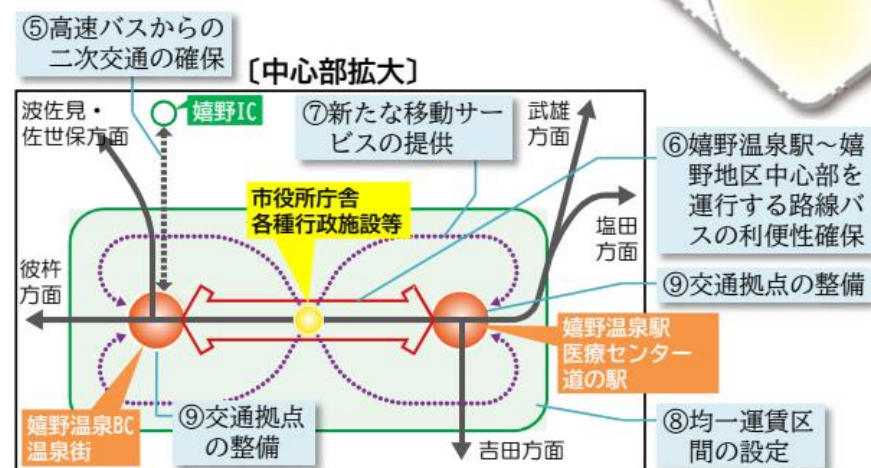
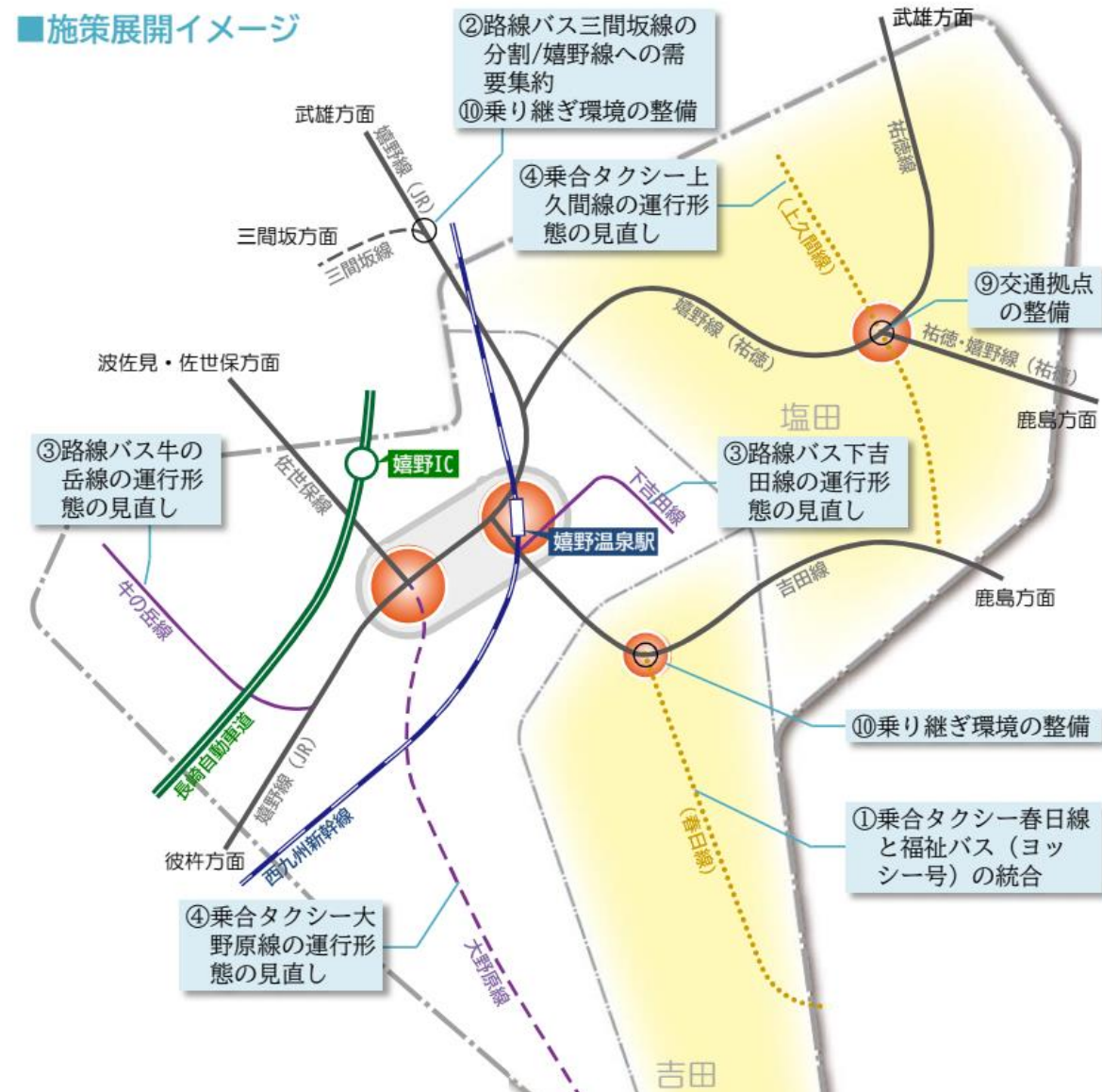
- 地域での“支え合い（共助）”による移動サービス確保の取り組みを推進します。

## ⑰情報提供・利用促進策等の展開

- 公共交通に関する情報提供の充実や、利用意識の啓発に向けた取り組みを推進します。

旧

## ■施策展開イメージ

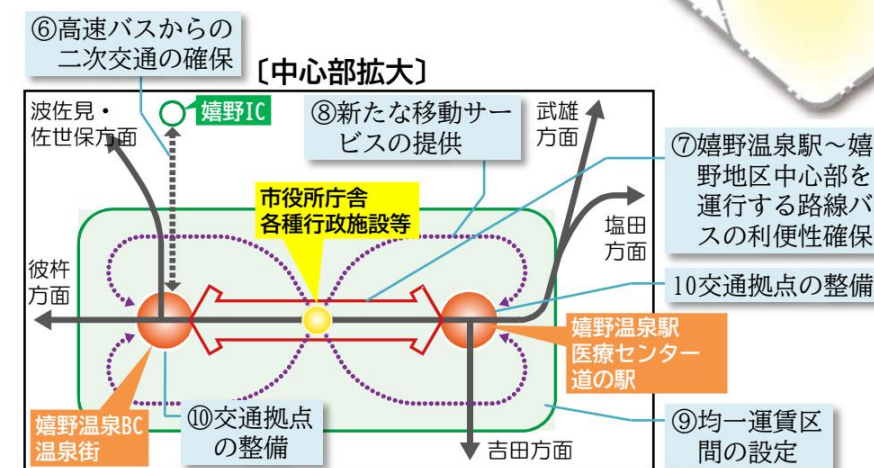
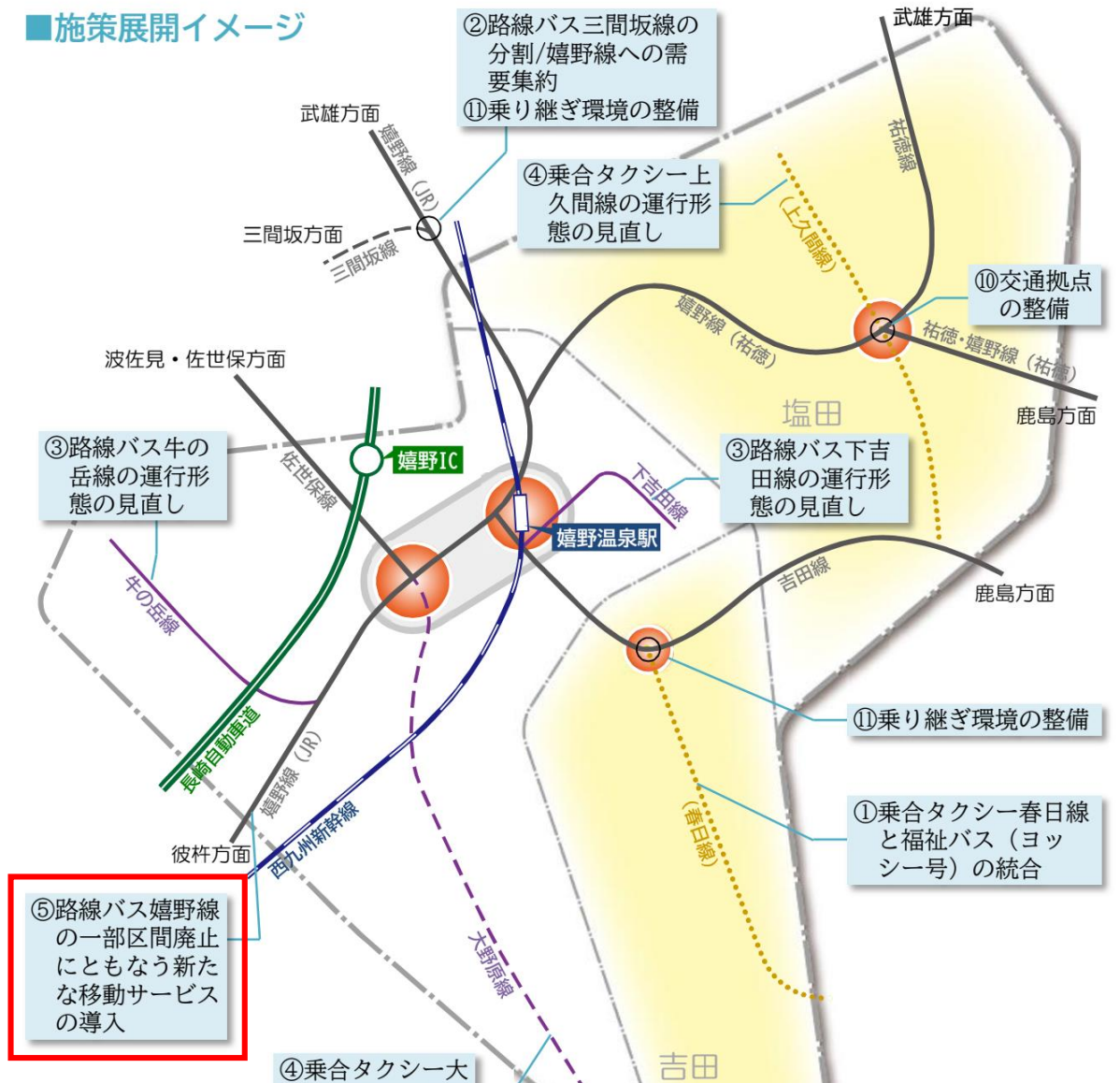


### 市全域・広域で展開する施策

- ⑪高校通学に対する支援
- ⑫地域コミュニティとの連携
- ⑬観光周遊促進策の展開
- ⑭多様な主体の連携により移動サービスの提供や利用促進を図る仕組みの導入
- ⑮地域が主体となった運行の促進
- ⑯情報提供・利用促進策等の展開

新

## ■施策展開イメージ



### 市全域・広域で展開する施策

- ⑫高校通学に対する支援
- ⑬地域コミュニティとの連携
- ⑭観光周遊促進策の展開
- ⑮多様な主体の連携により移動サービスの提供や利用促進を図る仕組みの導入
- ⑯地域が主体となった運行の促進
- ⑰情報提供・利用促進策等の展開

## 【方向性②】需要に応じたサービス水準の適正化

特定の便に利用が偏っている路線や、利用そのものが顕著に低迷する路線については、需要にあわせて運行形態を変更するなど、サービス水準の適正化を図ります。運行形態を変更する場合には、周辺の公共交通空白地域も含めた移動サービスの提供などにより、あわせて「網羅性」向上を図ります。

### 施策③：路線バス牛の岳線および下吉田線の運行形態の見直し

#### ● 施策の背景・必要性

不動山方面と嬉野地区中心部を結ぶ〔路線バス牛の岳線〕、下吉田方面と嬉野地区中心部を結ぶ〔路線バス下吉田線〕は、それぞれ嬉野地区中心部へ向かう第1便については〔路線バス牛の岳線〕では轟小学校、〔路線バス下吉田線〕では嬉野小学校への多くの通学利用があるものの、そのほかの便の利用者はごくわずかで、全く利用者がいない便もあります。

小学校への通学についても、登校時には利用されているものの、下校時の利用はほぼ皆無の状況となっています。

嬉野市では、両路線の運行維持のため年間総額約1,200万円（令和2年度）の財政負担を行っていることを考えると、小学校への通学手段は確保しながらも需要に応じたサービス水準の適正化を図っていくことを考える必要があります。

- 小学校への多くの通学利用がある嬉野地区中心部へ向かう第1便は、バス車両による「定時定路線運行（決まった時刻に決まったルートを実行）」を維持することで、小学校への通学手段を確保します。
- そのほかの便については運行形態を見直し、事前に予約があった場合のみ運行する「デマンド型乗合タクシー」への転換を図ります。
- 「デマンド型乗合タクシー」については、概ねのダイヤを設定したうえで、対象とする地域（不動山・下吉田）の任意の地点と嬉野地区中心部の主要施設を結ぶ運行とすることで、現状ではバス停から距離がある地区の居住者などの移動に対応し、移動サービスの「網羅性」を高めます。
- なお、これらの路線については朝1便を除けば高齢者の利用が中心となっていることから、乗降しやすいユニバーサルデザイン車両<sup>※</sup>の導入促進などについても検討を行います。

<sup>※</sup>高齢者や車いす利用者、妊娠中の女性などの乗り降りをスムーズに行うため、乗降口や車内が広く、スロープや手すりが設置された、誰もが利用しやすい、みんなにやさしい新しいタイプの車両

## 【方向性②】需要に応じたサービス水準の適正化

特定の便に利用が偏っている路線や、利用そのものが顕著に低迷する路線については、需要にあわせて運行形態を変更するなど、サービス水準の適正化を図ります。運行形態を変更する場合には、周辺の公共交通空白地域も含めた移動サービスの提供などにより、あわせて「網羅性」向上を図ります。

### 施策③：路線バス牛の岳線および下吉田線の運行形態の見直し

#### ● 施策の背景・必要性

不動山方面と嬉野地区中心部を結ぶ〔路線バス牛の岳線〕、下吉田方面と嬉野地区中心部を結ぶ〔路線バス下吉田線〕は、それぞれ嬉野地区中心部へ向かう第1便については〔路線バス牛の岳線〕では轟小学校、〔路線バス下吉田線〕では嬉野小学校への多くの通学利用があるものの、そのほかの便の利用者はごくわずかで、全く利用者がいない便もあります。

小学校への通学についても、登校時には利用されているものの、下校時の利用はほぼ皆無の状況となっています。

嬉野市では、両路線の運行維持のため年間総額約1,200万円（令和2年度）の財政負担を行っていることを考えると、小学校への通学手段は確保しながらも需要に応じたサービス水準の適正化を図っていくことを考える必要があります。

- 小学校への多くの通学利用がある嬉野地区中心部へ向かう第1便は、バス車両またはワゴン車両による「定時定路線運行（路線定期運行：決まった時刻に決まったルートを実行）」を維持することで、小学校への通学手段を確保します。
- そのほかの便については運行形態を見直し、現状のルート・ダイヤを基本として、事前に予約があった便・区間のみを実行する「定時定路線（路線不定期）」での運行を行うことで効率性の向上を図ります。
- なお、これらの路線については朝1便を除けば高齢者の利用が中心となっていることから、乗降しやすいユニバーサルデザイン車両<sup>※</sup>の導入促進などについても検討を行います。

<sup>※</sup>高齢者や車いす利用者、妊娠中の女性などの乗り降りをスムーズに行うため、乗降口や車内が広く、スロープや手すりが設置された、誰もが利用しやすい、みんなにやさしい新しいタイプの車両

関連する国庫補助系統 地域内フィーダー系統：〔乗合タクシー牛の岳線〕〔乗合タクシー下吉田線〕

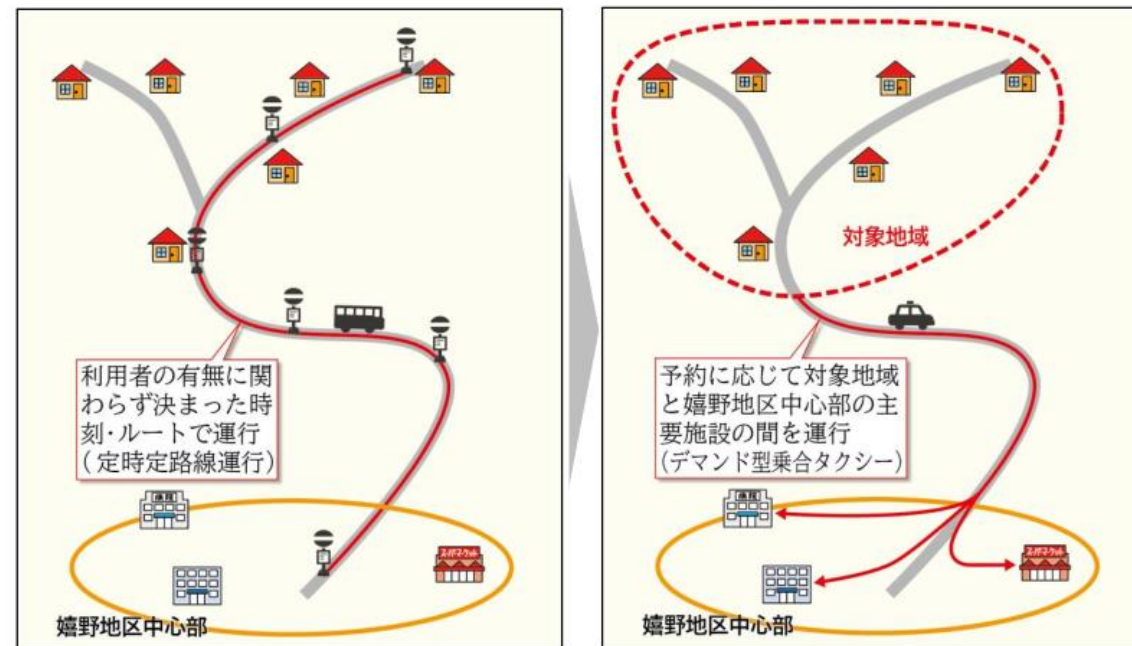


図 76 路線バス牛の岳線・下吉田線の運行形態の見直し (イメージ)

- 〔検討・解決すべき課題、留意すべき事項など〕
- ✓ 「定時定路線運行」を維持する便については、これまで通りの「乗合バス」ではなく、小学校通学に特化した「スクールバス」とすることも考えられ、それぞれのメリット・デメリットやコストなども考慮して検討していく必要があります。
  - ✓ 現状では小学校からの下校時の利用はほぼ皆無ですが、下校時に利用する場合の仕組みなども検討することで、通学利用に配慮する必要があります。
  - ✓ 学校・保護者との合意形成や、利用者や沿線にお住いの皆さんへの十分な説明・周知が必要です。
  - ✓ 「デマンド型乗合タクシー」は従来型の運行に比べて運用に工夫が必要となるため、運行を担う交通事業者との綿密な協議・調整が必要となります。

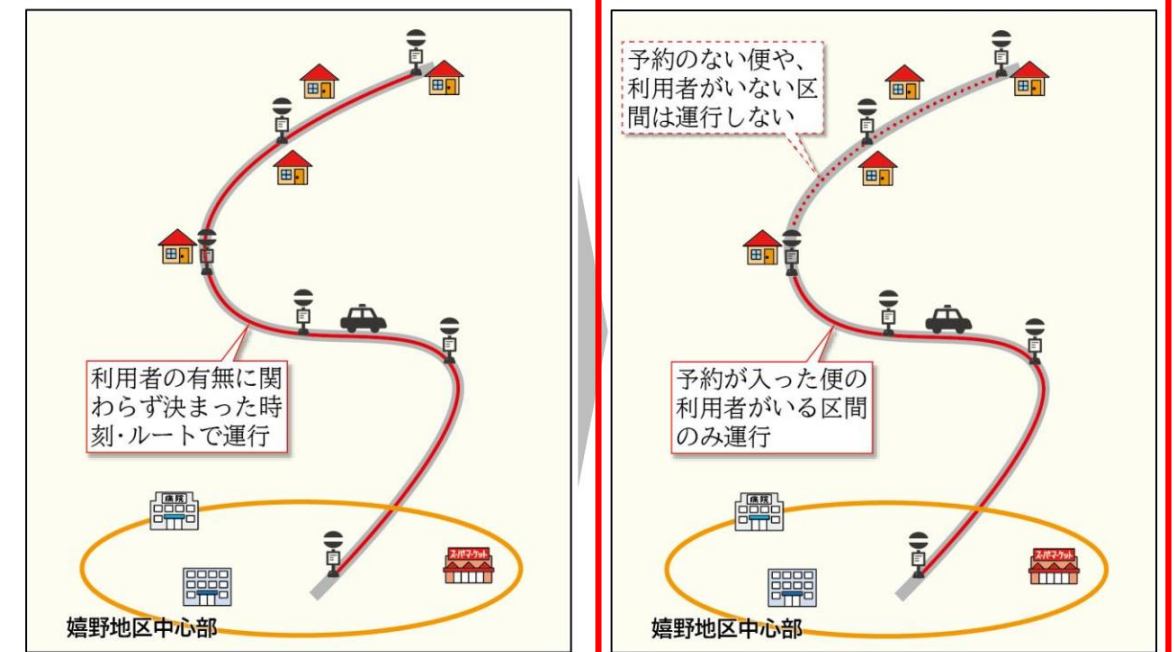


図 76 路線バス牛の岳線・下吉田線の運行形態の見直し (イメージ)

- 〔検討・解決すべき課題、留意すべき事項など〕
- ✓ 「定時定路線運行(路線定期運行)」を維持する便については、これまで通りの「乗合バス」ではなく、小学校通学に特化した「スクールバス」とすることも考えられ、それぞれのメリット・デメリットやコストなども考慮して検討していく必要があります。
  - ✓ 現状では小学校からの下校時の利用はほぼ皆無ですが、下校時に利用する場合の仕組みなども検討することで、通学利用に配慮する必要があります。
  - ✓ 学校・保護者との合意形成や、利用者や沿線にお住いの皆さんへの十分な説明・周知が必要です。
  - ✓ 事前予約に基づく運行では従来型の運行に比べて運用に工夫が必要となるため、運行を担う交通事業者との綿密な協議・調整が必要となります。

新規追加

施策⑤：路線バス嬉野線の一部区間廃止にともなう新たな移動サービスの導入

● 施策の背景・必要性

武雄市から嬉野市を経由して東彼杵町を結ぶ「路線バス嬉野線」のうち、嬉野温泉バスセンター～彼杵間については、令和7年9月末をもって区間廃止となる予定です。  
廃止区間のうち嬉野市内に位置する湯野田バス停～関所跡バス停の利用は限定的であるものの、公共交通空白地域の拡大を回避するための対応を検討する必要があります。

- 廃止区間の現状のルートの基本として、事前に予約があった便・区間のみを運行する「定時定路線(路線不定期)」の新たな移動サービスの導入を推進します。

関連する国庫補助系統 地域内フィーダー系統：[乗合タクシー関所跡線]

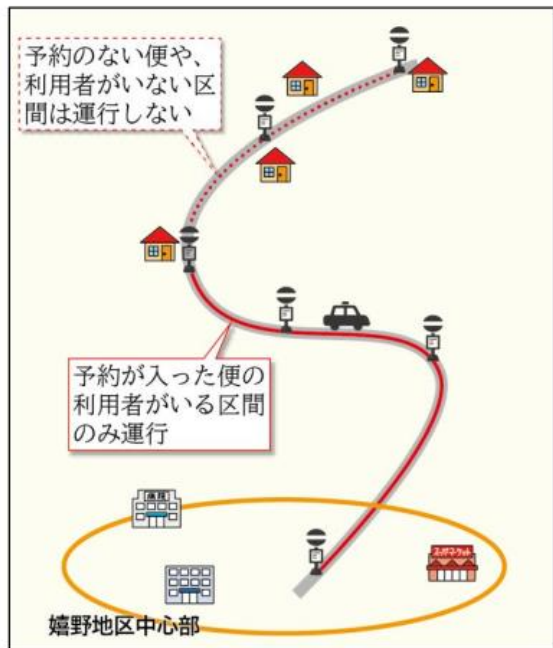


図 79 新たな移動サービスの運行形態 (イメージ)

〔検討・解決すべき課題、留意すべき事項など〕

- ✓ 事前予約に基づく運行では従来型の運行に比べて運用に工夫が必要となるため、運行を担う交通事業者との綿密な協議・調整が必要となります。
- ✓ これまで「路線バス嬉野線」が担っていた嬉野市～東彼杵町間の移動については、東彼杵町とも連携しながら対応を検討・実施していくことが必要になります。

新規追加

表 14 施策の実施スケジュールと実施主体等 (施策⑤)

|                   | 実施内容                                  | 実施主体・役割分担                                                                                     | 備 考                                      |
|-------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 令和4年度<br>(2022)   |                                       |                                                                                               |                                          |
| 令和5年度<br>(2023)   |                                       |                                                                                               |                                          |
| 令和6年度<br>(2024)   | ・運行内容等の検討<br>・交通事業者との協議、連携<br>施設等の募集等 | ・活性化協議会事務局が主体<br>となって、交通事業者や立<br>地施設等と協議・調整しな<br>がら運行内容等を検討<br>・試行的な運行・運営の結果を<br>踏まえて運行内容等を決定 | ・立地施設等との連<br>携に向けた丁寧な<br>協議・検討が必要        |
| 令和7年度<br>(2025)   | ・実証運行                                 |                                                                                               |                                          |
| 令和8年度<br>(2026)   | ・本格運行<br>・利用状況などの確認、必要<br>な改善策の検討・実施  | ・交通事業者が運行を実施、<br>連携する各種施設等が運行<br>を支援<br>・必要に応じて市が支援                                           | ・随時運行内容の見<br>直しを行う「トリ<br>ガー方式」の導入<br>も検討 |
| 令和9年度～<br>(2027～) |                                       |                                                                                               |                                          |

## 11. 計画の推進・進捗管理

## (1) 資金の確保に関する事項

計画の推進に向けては、下記のような国の補助制度などを活用するとともに、交通事業者等の関係機関や県・関係市町とも連携・協力しながら、嬉野市および嬉野市地域公共交通活性化協議会が必要な資金を確保します。

## ①地域間幹線系統

以下に示す 6 系統については、嬉野市と周辺市町を結ぶ路線であり、市民の日常生活はもとより、高校生の通学、さらには、西九州新幹線の開業にともなう広域周遊観光の促進などを考える上でも重要度の高い路線となっています。

このため、「地域間幹線系統」として位置づけ、引き続き国の補助制度（地域公共交通確保維持事業/地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）を活用するとともに、沿線市町と連携して必要な財政負担を行うことで維持します。

表 28 地域間幹線系統 一覧

| 系統         | 起点       | 経由地          | 終点    | 運行事業者  |
|------------|----------|--------------|-------|--------|
| 嬉野線(嬉野-武雄) | 嬉野温泉     | 武雄温泉南口       | 新武雄病院 | JR九州バス |
| 嬉野線(彼杵-武雄) | 彼杵       | 嬉野温泉・武雄温泉南口  | ゆめタウン | JR九州バス |
| 嬉野線        | 祐徳神社前    | 嬉野市役所・医療センター | 湯の田   | 祐徳自動車  |
| 祐徳線        | 祐徳神社前    | 嬉野市役所        | 武雄駅前  | 祐徳自動車  |
| 吉田線        | 中川       | 吉田           | 湯の田   | 祐徳自動車  |
| 佐世保線       | 嬉野バスセンター | 矢峰           | 柚木    | 西肥自動車  |

## ②地域内フィーダー系統

以下の路線については主として嬉野市内の移動を担うものですが、既存路線については利用の低迷が顕著となっている路線もあることから、本計画に基づいて運行形態やサービス水準の見直しなどを行うこととしています。

また、西九州新幹線の開業などを見据えて新たな移動サービスの導入を推進していくこととしており、これらも含めて「地域内フィーダー系統」として位置づけ、国の補助制度（地域公共交通確保維持事業/地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助）の活用も視野に移動サービスの確保・維持・改善を図ります。

表 29 地域内フィーダー系統 一覧

| 区分 | 路線                  | 起点    | 経由地  | 終点       | 備考（見直し内容等）                                 |
|----|---------------------|-------|------|----------|--------------------------------------------|
| 既存 | 牛の岳線（路線バス）          | 嬉野温泉  |      | 牛の岳      | デマンド型乗合タクシー（区域運行）への転換                      |
| 既存 | 下吉田線（路線バス）          | 湯の田   | 羽白越  | 七ツ川内     | デマンド型乗合タクシー（区域運行）への転換                      |
| 既存 | 春日線（乗合タクシー）         | 大野    | 羽口坂  | 体育館前     | 路線バス吉田線との重複区間を廃止（需要を路線バスに集約）、福祉バスとのサービス統合  |
| 既存 | 大野原線（乗合タクシー）        | 平重    | 金松入口 | 嬉野医療センター | デマンド型乗合タクシー（路線不定期）への転換                     |
| 既存 | 上久間線（乗合タクシー）        | 谷口医院前 |      | 堤の上      | デマンド型乗合タクシー（区域運行）への転換                      |
| 新規 | 高速バスからの二次交通（施策⑤）    | —     | —    | —        | 高速バス嬉野ICバス停と嬉野地区中心部の主要施設間を結ぶデマンド型乗合タクシーの導入 |
| 新規 | 市街地内の新たな移動サービス（施策⑦） | —     | —    | —        | 市街地内の主要施設間の移動・回遊に対応する新たな移動サービスの導入          |

## 11. 計画の推進・進捗管理

## (1) 資金の確保に関する事項

計画の推進に向けては、下記のような国の補助制度などを活用するとともに、交通事業者等の関係機関や県・関係市町とも連携・協力しながら、嬉野市および嬉野市地域公共交通活性化協議会が必要な資金を確保します。

## ①地域間幹線系統

以下に示す 6 系統については、嬉野市と周辺市町を結ぶ路線であり、市民の日常生活はもとより、高校生の通学、さらには、西九州新幹線の開業にともなう広域周遊観光の促進などを考える上でも重要度の高い路線となっています。

このため、「地域間幹線系統」として位置づけ、引き続き国の補助制度（地域公共交通確保維持事業/地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）を活用するとともに、沿線市町と連携して必要な財政負担を行うことで維持します。

表 29 地域間幹線系統 一覧

| 系統         | 起点       | 経由地          | 終点    | 運行事業者  |
|------------|----------|--------------|-------|--------|
| 嬉野線(嬉野-武雄) | 嬉野温泉     | 武雄温泉南口       | 新武雄病院 | JR九州バス |
| 嬉野線        | 祐徳神社前    | 嬉野市役所・医療センター | 湯の田   | 祐徳自動車  |
| 祐徳線        | 祐徳神社前    | 嬉野市役所        | 武雄駅前  | 祐徳自動車  |
| 吉田線        | 中川       | 吉田           | 湯の田   | 祐徳自動車  |
| 佐世保線       | 嬉野バスセンター | 矢峰           | 柚木    | 西肥自動車  |

## ②地域内フィーダー系統

以下の路線については主として嬉野市内の移動を担うものですが、既存路線については利用の低迷が顕著となっている路線もあることから、本計画に基づいて運行形態やサービス水準の見直しなどを行うこととしています。

また、西九州新幹線の開業などを見据えて新たな移動サービスの導入を推進していくこととしており、これらも含めて「地域内フィーダー系統」として位置づけ、国の補助制度（地域公共交通確保維持事業/地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助）の活用も視野に移動サービスの

表 30 地域内フィーダー系統 一覧

| 区分 | 路線                     | 起点      | 経由地     | 終点    | 備考（見直し内容等）                                 |
|----|------------------------|---------|---------|-------|--------------------------------------------|
| 変更 | 牛の岳線（乗合タクシー）           | 嬉野温泉駅   | 嬉野温泉BC前 | 牛の岳   | 路線定期運行<br>路線不定期運行                          |
| 既存 | 下吉田線（路線バス）             | 湯の田     | 羽白越     | 七ツ川内  | 路線定期運行                                     |
| 変更 | 下吉田線（乗合タクシー）           | 嬉野温泉BC前 | 嬉野温泉駅   | 上七ツ川内 | 路線不定期運行                                    |
| 既存 | 春日線（乗合タクシー）            | 大野      | 羽口坂     | 体育館前  | 路線バス吉田線との重複区間を廃止（需要を路線バスに集約）、福祉バスとのサービス統合  |
| 変更 | 大野原線（乗合タクシー）           | 宇漬橋     | 嬉野温泉BC前 | 嬉野温泉駅 | 路線定期運行<br>路線不定期運行                          |
| 変更 | 塩田町予約型乗合タクシー（ごましおタクシー） |         | 旧塩田町内   |       | 区域運行                                       |
| 新規 | 関所跡線（乗合タクシー）           | 関所跡     | 嬉野温泉BC前 | 嬉野温泉駅 | 路線不定期運行                                    |
| 新規 | 高速バスからの二次交通（施策⑤）       | —       | —       | —     | 高速バス嬉野ICバス停と嬉野地区中心部の主要施設間を結ぶデマンド型乗合タクシーの導入 |
| 新規 | 市街地内の新たな移動サービス（施策⑦）    | —       | —       | —     | 市街地内の主要施設間の移動・回遊に対応する新たな移動サービスの導入          |

本計画をもとに、今後、国の補助制度（地域公共交通調査等事業/利便増進計画策定事業）を活用した「（仮称）嬉野市地域公共交通利便増進計画」の策定や、利便増進計画推進事業などの制度を活用した利用促進策等の展開なども視野に取り組みを進めます。

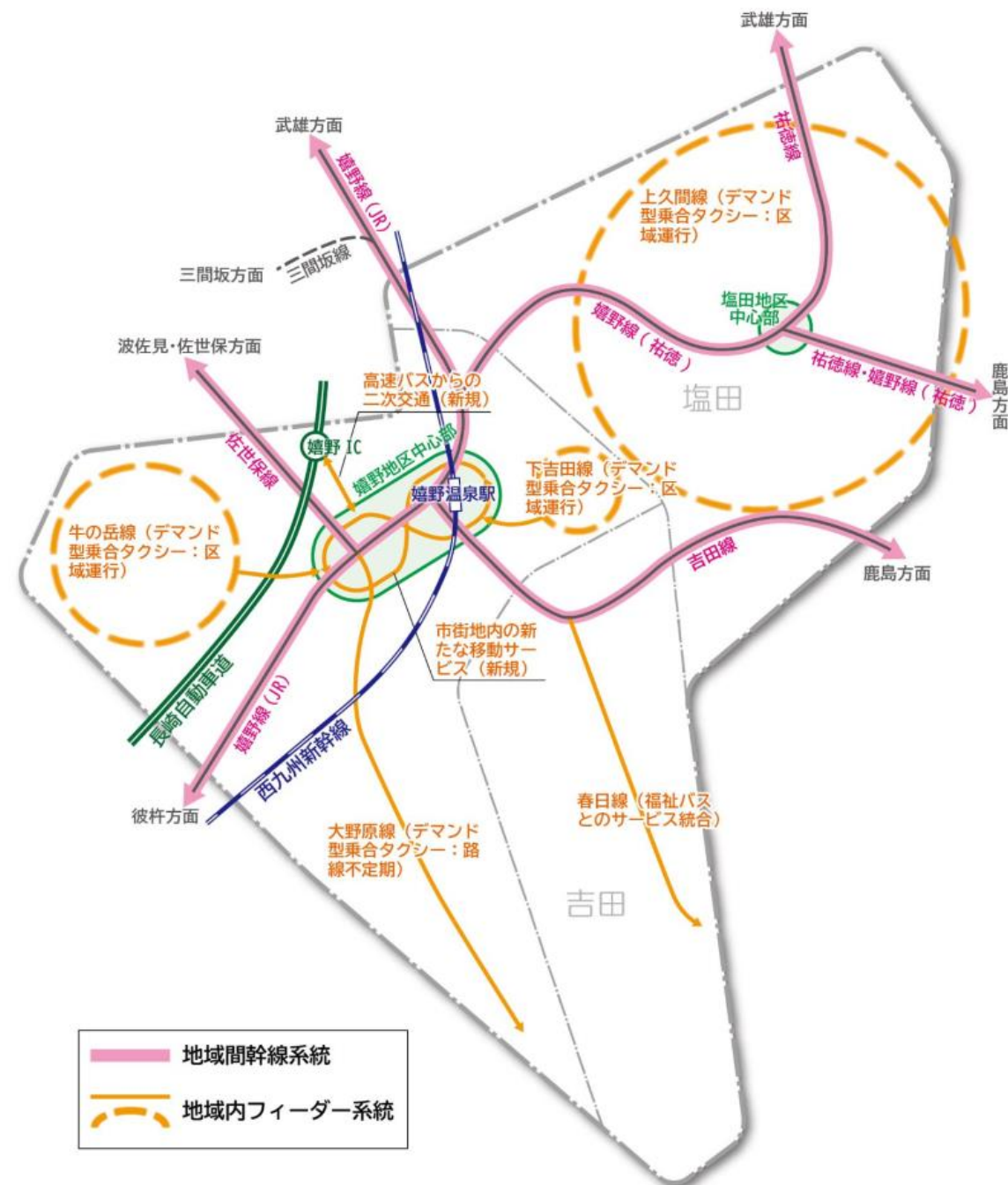


図 90 地域間幹線系統と地域内フィーダー系統

③その他

本計画をもとに、今後、国の補助制度（地域公共交通調査等事業/利便増進計画策定事業）を活用した「（仮称）嬉野市地域公共交通利便増進計画」の策定や、利便増進計画推進事業などの制度を活用した利用促進策等の展開なども視野に取り組みを進めます。

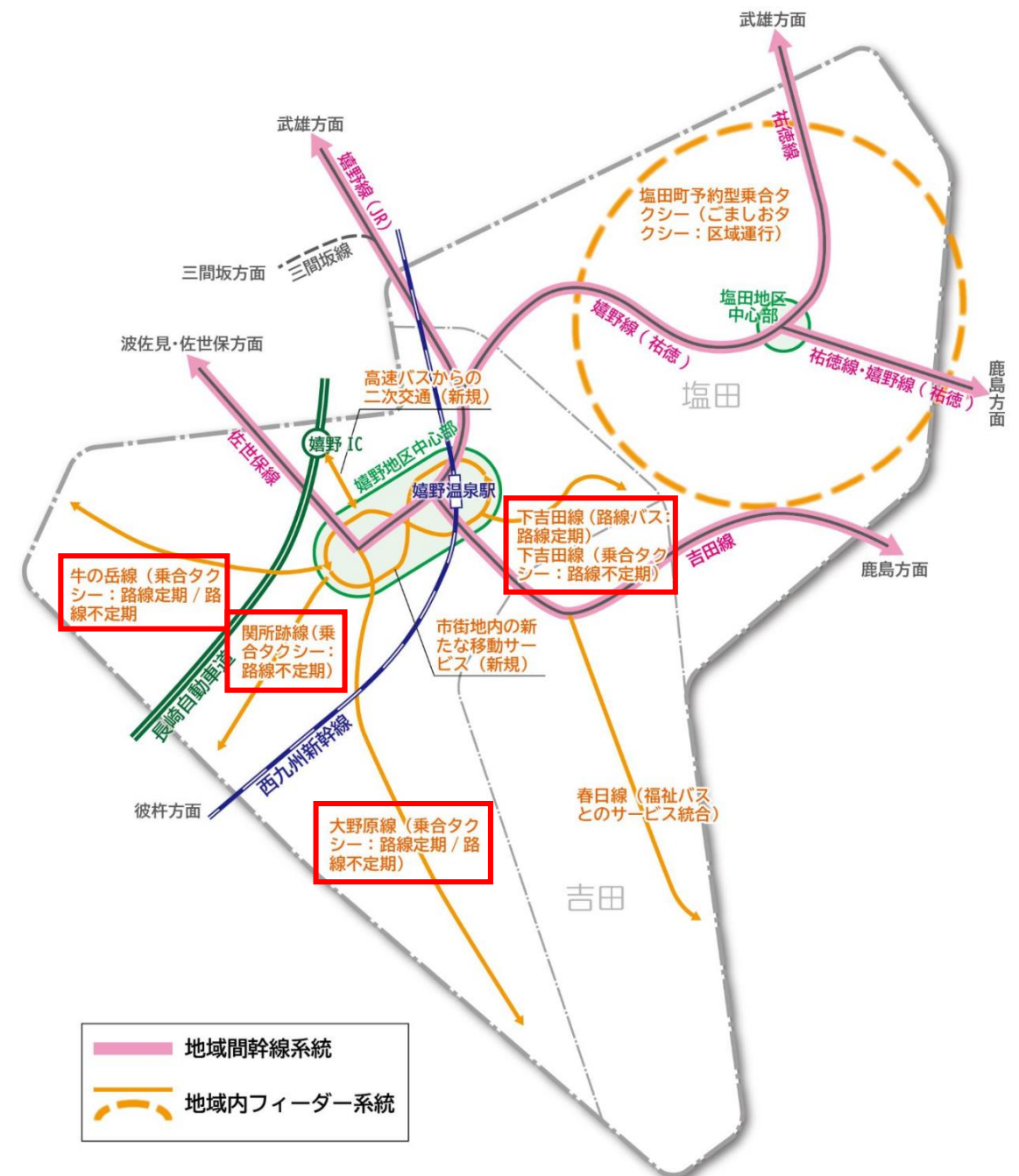


図 91 地域間幹線系統と地域内フィーダー系統

## (2) 地域公共交通特定事業に関する事項

「(仮称) 嬉野市地域公共交通利便増進計画」を策定する場合、以下に示す施策を地域公共交通特定事業（地域公共交通利便増進実施事業）として実施することが想定されます。

表 30 地域公共交通特定事業（地域公共交通利便増進事業）としての実施が想定される施策

| 対象施策                          | 施策の概要                                                                                                      | 施策の区分※ |   |   |   |   |   |   |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|---|---|---|---|---|
|                               |                                                                                                            | イ      | ロ | ハ | ニ | ホ | ヘ | ト |
| ①乗合タクシー春日線と福祉バス（ヨッシー号）の統合     | ・乗合タクシー春日線の路線バス吉田線との重複区間の廃止による路線バスへの需要集約<br>・吉田地区内で重複する福祉バスとのサービスの統合、福祉バスの有償化の検討                           | ●      |   | ● |   |   |   |   |
| ②路線バス三間坂線の分割/嬉野線への需要集約        | ・路線バス三間坂線の路線バス嬉野線（JR九州バス）との重複区間の廃止による需要集約                                                                  | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ③路線バス牛の岳線および下吉田線の運行形態の見直し     | ・路線バス牛の岳線・下吉田線の「デマンド型乗合タクシー（区域運行）」への運行形態の見直し                                                               | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ④-1 乗合タクシー上久間線の運行形態の見直し       | ・乗合タクシー上久間線の「デマンド型乗合タクシー（区域運行）」への運行形態の見直し                                                                  | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ④-2 乗合タクシー大野原線の運行形態の見直し       | ・乗合タクシー大野原線の「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」への運行形態の見直し                                                                 | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ⑤高速バスからの二次交通の確保               | ・高速バスのバス停と嬉野地区中心部を結ぶ「デマンド型乗合タクシー（区域運行）」の新規導入                                                               | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ⑥嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保 | ・嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの運行間隔の平準化                                                                           |        |   |   |   | ● |   |   |
| ⑦新たな移動サービスの提供                 | ・嬉野地区中心部の「居住誘導区域」の範囲を基本とした新たな移動サービスの提供                                                                     | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ⑧均一運賃区間の設定                    | ・新たな移動サービスを提供する嬉野地区中心部を対象とした均一運賃区間の設定                                                                      |        |   |   | ● |   |   |   |
| ⑨-1 交通拠点の整備（嬉野地区）             | ・嬉野地区における交通結節点（乗り継ぎポイント）となる交通拠点の整備                                                                         |        |   |   |   |   |   | ● |
| ⑨-2 交通拠点の整備（塩田地区）             | ・塩田地区における交通結節点（乗り継ぎポイント）となる交通拠点の整備                                                                         |        |   |   |   |   |   | ● |
| ⑩乗り継ぎ環境の整備                    | ・路線バス三間坂線と路線バス嬉野線（JR九州バス）の乗り継ぎポイントとなるバス停、乗合タクシー春日線等と路線バス吉田線の乗り継ぎポイントとなるバス停における乗り継ぎ環境の整備と円滑な乗り継ぎのための運行計画の改善 |        |   |   |   |   |   | ● |
| ⑬観光周遊促進策の展開                   | ・観光施設等との連携などによる周遊型企画乗車券の開発                                                                                 |        |   |   |   |   | ● |   |
| ⑯情報提供・利用促進策等の展開               | ・スマートフォンアプリなどを活用したリアルタイムの運行情報の提供<br>・乗り継ぎポイントにおける案内・情報提供の充実                                                |        |   |   |   |   |   | ● |

## ※施策の区分

イ：特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更  
 ロ：他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換  
 ハ：自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更  
 ニ：運賃又は料金の設定  
 ホ：運行回数又は運行時刻の設定  
 ヘ：共通乗車船券の発行  
 ト：イ～ヘに掲げる事業と併せて行う事業（施行規則第9条の3に該当する事業）

## (2) 地域公共交通特定事業に関する事項

「(仮称) 嬉野市地域公共交通利便増進計画」を策定する場合、以下に示す施策を地域公共交通特定事業（地域公共交通利便増進実施事業）として実施することが想定されます。

表 31 地域公共交通特定事業（地域公共交通利便増進事業）としての実施が想定される施策

| 対象施策                             | 施策の概要                                                                                                      | 施策の区分※ |   |   |   |   |   |   |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|---|---|---|---|---|
|                                  |                                                                                                            | イ      | ロ | ハ | ニ | ホ | ヘ | ト |
| ①乗合タクシー春日線と福祉バス（ヨッシー号）の統合        | ・乗合タクシー春日線の路線バス吉田線との重複区間の廃止による路線バスへの需要集約<br>・吉田地区内で重複する福祉バスとのサービスの統合、福祉バスの有償化の検討                           | ●      |   | ● |   |   |   |   |
| ②路線バス三間坂線の分割/嬉野線への需要集約           | ・路線バス三間坂線の路線バス嬉野線（JR九州バス）との重複区間の廃止による需要集約                                                                  | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ③路線バス牛の岳線および下吉田線の運行形態の見直し        | ・路線バス牛の岳線・下吉田線の「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」への運行形態の見直し                                                              | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ④-1 乗合タクシー上久間線の運行形態の見直し          | ・乗合タクシー上久間線の「デマンド型乗合タクシー（区域運行）」への運行形態の見直し                                                                  | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ④-2 乗合タクシー大野原線の運行形態の見直し          | ・乗合タクシー大野原線の「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」への運行形態の見直し                                                                 | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ⑤路線バス嬉野線の一部区間廃止にともなう新たな移動サービスの導入 | ・路線バス嬉野線の廃止区間への「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」の導入                                                                     | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ⑥高速バスからの二次交通の確保                  | ・高速バスのバス停と嬉野地区中心部を結ぶ「デマンド型乗合タクシー（区域運行）」の新規導入                                                               | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ⑦嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保    | ・嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの運行間隔の平準化                                                                           |        |   |   |   | ● |   |   |
| ⑧新たな移動サービスの提供                    | ・嬉野地区中心部の「居住誘導区域」の範囲を基本とした新たな移動サービスの提供                                                                     | ●      |   |   |   |   |   |   |
| ⑨均一運賃区間の設定                       | ・新たな移動サービスを提供する嬉野地区中心部を対象とした均一運賃区間の設定                                                                      |        |   |   | ● |   |   |   |
| ⑩-1 交通拠点の整備（嬉野地区）                | ・嬉野地区における交通結節点（乗り継ぎポイント）となる交通拠点の整備                                                                         |        |   |   |   |   |   | ● |
| ⑩-2 交通拠点の整備（塩田地区）                | ・塩田地区における交通結節点（乗り継ぎポイント）となる交通拠点の整備                                                                         |        |   |   |   |   |   | ● |
| ⑪乗り継ぎ環境の整備                       | ・路線バス三間坂線と路線バス嬉野線（JR九州バス）の乗り継ぎポイントとなるバス停、乗合タクシー春日線等と路線バス吉田線の乗り継ぎポイントとなるバス停における乗り継ぎ環境の整備と円滑な乗り継ぎのための運行計画の改善 |        |   |   |   |   |   | ● |
| ⑭観光周遊促進策の展開                      | ・観光施設等との連携などによる周遊型企画乗車券の開発                                                                                 |        |   |   |   |   | ● |   |
| ⑰情報提供・利用促進策等の展開                  | ・スマートフォンアプリなどを活用したリアルタイムの運行情報の提供<br>・乗り継ぎポイントにおける案内・情報提供の充実                                                |        |   |   |   |   |   | ● |

## ※施策の区分

イ：特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更  
 ロ：他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換  
 ハ：自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更  
 ニ：運賃又は料金の設定  
 ホ：運行回数又は運行時刻の設定  
 ヘ：共通乗車船券の発行  
 ト：イ～ヘに掲げる事業と併せて行う事業（施行規則第9条の3に該当する事業）